

業務用生ごみ処理機事件 —不競法2条1項20号の品質誤認表示に関し、 同法5条2項の推定が一部覆滅されると判断した事例—

裁判例 知財高判令和6年7月4日（令和5年（ネ）10112号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）（以下「本判決」という。）

知的財産法研究会
弁護士法人かける法律事務所
弁護士 細井 大輔

第1 本判決を検討する意義

- 1 本判決は、商品の販売実績に関する表示が不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項20号の品質誤認表示に該当し、不競法5条（損害の額の推定等）2項の適用を認め、被告の限界利益を原告の損害額（1億2368万8021円）と推定した原判決に関し、推定覆滅の割合を5割と認め、損害賠償金を減額したものである。
- 2 本判決は、商品の「品質」に関する直接的な表示ではなく、間接的に示唆する表示（商品の販売実績や製造元主体等）に関し、①品質誤認表示（不競法2条1項20号）の判断基準、②不競法5条2項の適用の可否及び③推定覆滅の可否や割合を判示したものであり、品質誤認表示（不競法2条1項20号）や損害論（不競法5条2項）を検討する上では実務的に重要な意義を有する。

第2 事案の概要

本件は、生ごみ処理機の製造及び販売を行う被控訴人（原告）が、控訴人（被告）がその販売する業務用生ごみ処理機についてウェブページ（控訴人ウェブページ）上に掲載した表示は、その品質について誤認させるようなものであり、この表示をした行為は不正競争防止法2条1項20号の不正競争に該当し、これにより被控訴人の営業上の利益が侵害されたと主張して、損害金等の支払を求めた事案に関し、原判決（一審判決）が不競法5条2項の適用を肯定し、被控訴人の請求をすべて認容したため、控訴人が原判決を不服として控訴した事案である。